

届出・証明

各種証明書の交付

問 住民生活課 ☎0745-45-1439

種類	手数料(1通)
住民票	300円
住民票除票	300円
印鑑証明	300円
マイナンバーカード	再発行 1,000円 特急発行(対象者のみ) 2,000円

- ※請求時には本人確認が必要です。
- ※戸籍謄・抄本などは直系の人以外、住民票などは同一世帯の人以外は、委任状が必要です。
- ※印鑑証明の交付には、印鑑登録証(カード)が必要です。代理人の場合は、本人の印鑑登録証を預かって来てください。

種類	手数料(1通)
戸籍全部・個人事項証明 (謄・抄本)	450円
除籍謄本	750円
改製原戸籍謄本	750円
戸籍の附票の写し	300円
身分証明書	300円
戸籍記載事項証明書	350円
戸籍届出受理証明書	350円 (上質紙は1,400円)

戸籍謄本の広域交付

問 住民生活課 ☎0745-45-1439

広域交付対象証明書

書類	手数料(1通)
戸籍謄本	450円
除籍謄本	750円
改製原戸籍	750円

- ※本籍地以外の役所窓口で戸籍謄本を申請できます。
- ※個人事項証明書(戸籍抄本)、一部事項証明書は申請できません。

▶ 広域交付の注意事項

- ①請求者は直系親族(本人・配偶者・父母・祖父母・子・孫等)に限ります。※兄弟・姉妹は含まれません。
- ②顔写真付の身分証明書の提示が必要です。
(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)
- ③請求者が本籍地を正確に記入してください。
(窓口ではお調べすることはできません)
- ④広域交付の受付は16時30分までです。
- ⑤郵送や代理人による請求はできません。

マイナンバーカードの申請 問 住民生活課 ☎0745-45-1439

申請方法	必要なもの
スマートフォンで申請	交付申請書(QRコード)、顔写真データ
パソコンで申請	交付申請書(申請書ID)、顔写真データ
郵便で申請	交付申請書、証明写真、送付用封筒

- ※交付申請書がない場合は、住民生活課で発行します。(本人確認が必要)
- ※住民生活課で無料の顔写真撮影、申請補助も行っています。

- ・申請から1ヶ月程度で役場から「交付通知書」(ハガキ)が届きます。
「交付通知書」に記載された必要書類を持参して、ご本人が受取に来てください。
- ・平日の受取が困難な方のために、マイナンバー休日窓口を開設しています。
(予約制・偶数月の第1日曜日)

マイナンバーカードの
申請方法はこちら



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

印鑑登録

問 住民生活課 ☎0745-45-1439

登録	・住所地で登録を行ってください。 ・登録する印鑑を持参し、登録する本人が運転免許証やマイナンバーカードなど、顔写真付の身分証明書を提示した場合は、即日印鑑登録証(カード)が発行され、印鑑証明を取ることができます。 ・顔写真付の身分証明書を持っていない場合は、住民生活課までお問い合わせください。
----	---

▶ 代理人が登録申請する場合

- 代理で登録する場合は、即日登録はできません。
- ①登録する本人に委任状を書いてもらいます。
 - ②書いてもらった委任状を代理人が窓口へ提出します。
※登録する印鑑と代理人の方の身分証明書(運転免許証やマイナンバーカード等)を持参してください。
 - ③登録される本人の意思を確認するために、役場から照会書を送付します。

- ※照会書の回答欄は登録する本人が全てご記入ください。
- ④代理人がその回答書を窓口に出すと、登録できます。
 - ⑤登録後、印鑑登録証(カード)をお渡しします。印鑑登録証(カード)がなければ、印鑑証明を取ることができませんので、なくされないようご注意ください。

住所変更などの届出

問 住民生活課 ☎0745-45-1439

届出の種類	届出期間	届出に必要なもの
転入届 (町外から引越してきたとき)	転入した日から14日以内	・転出証明書(前住所地の役場で発行されたもの) ※マイナポータルで転出した場合はマイナンバーカードを持参 ・届出人の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)
転出届 (町外へ引越するとき)	転出する日まで、または 転出後14日以内	・届出人の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等) ・代理人の場合は委任状
転居届 (町内で引越するとき)	転居した日から14日以内	・届出人の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)
世帯合併・変更届 (世帯主の変更など)	変更した日から14日以内	・届出人の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)

- ・本人または同一世帯以外の方は、委任状が必要です。
- ・マイナンバーカードによる手続きの際は、暗証番号(①数字4桁、②英数字6～16桁)が必要です。
- ・国外からの転入の場合は、転出証明書の代わりに、パスポートと戸籍謄本および戸籍の附票が必要です。
- ・国外への転出の場合は、マイナンバーカードの継続利用手続きが必要です(希望者のみ)。
- ・外国籍の方は、在留カードが必要です。
- ・平群町発行の各種医療費受給者証などを持っている方は、持参してください。
- ・転入・転居先にすでにどなたかがお住まいで、その中に配偶者・直系親族・兄弟姉妹が含まれていない場合、その世帯員の「同居の同意」が必要です。任意の用紙または住民異動届の備考欄に、「同居に同意する」旨の文言と、同意くださった方の署名をもらってきてください。
- ・転出届は郵送またはマイナポータル(アプリ)から届出をすることができます。

戸籍の届出

問 住民生活課 ☎0745-45-1439

届出の種類	届出期間	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	・母子健康手帳 ・マイナンバーカード申請(希望者のみ)
婚姻届	届けた日に効力が生じる	・本人確認の身分証明書 ・マイナンバーカード(氏や住所が変わる場合)
離婚届	届けた日に効力が生じる	・本人確認の身分証明書 ・マイナンバーカード(氏や住所が変わる場合)
死亡届	死亡を知った日から7日以内	

- ※戸籍の届出には住所変更の効力はないので、必要に応じて転入届、転出届、転居届などを行ってください。
- ※休日や夜間の届出は、宿直室で受付を代行していますが、届出に伴う諸手続き(住所変更等)はできませんので平日の日中にお越しください。

オリジナル届

平群町オリジナルの婚姻届を作成しました。
住民生活課窓口で配布しています。町ホームページからダウンロードすることもできます。

